山口県職員措置請求書

山口県知事に関する措置請求の要旨

１．〈請求の要旨〉

山口県知事村岡嗣政氏(以下「山口県知事」という)は、一般競争入札(応札１社のみ)により、2020（R2）年 8 月 20 日、トヨタセンチュリー(山口 334 ほ 3500)1 台を 20,900,000 円(内消費税 1,900,000 円)で、総務部物品管理費物品購入費の予算で「貴賓車」として購入した**【別紙①「令和２年４月１日執行　入札執行結果一覧表（閲覧用）」、別紙②「処理日令和２年８月１３日　支出票」、別紙③「令和２年４月１日付　物品売買契約書」】**。

しかし、今回の「貴賓車」購入は、以下の理由により、不当な支出であるため、山口県知事に対し、支出した金額 20,900,000 円を山口県に返還するよう求める。

２．〈請求の理由〉

(1) 2020（R2）年 9 月 23 日付朝日新聞の記事**【別紙④】**によると、「宮内庁によると、皇族の地方訪問の際、都道府県に皇族が乗る車両を用意するよう求めてはいない」と報道している。よって、高級な「貴賓車」を購入する必要性はそもそもなかった。

(2) 実態としても必要性はほとんどなかった。従来の貴賓車センチュリーを「貴賓車」として使用したのは、直近の 2017（H29）～2019（R 元）年度の 3 年間だけを見ても合計でわずか 13 日間。うち皇族が使ったのは 2018（H30）年 10 月の 2 日間だけであった。しかし今年 10 月 5 日時点で「皇族や海外からの賓客といった貴賓を乗せる当面の予定はなく、（今回新たに購入した「貴賓車」センチュリーは、）専ら議長車として使っている。」**【別紙⑤毎日新聞 2020（R2）年 10 月 6 日付記事】**のであり、実態は「貴賓車」という名の「議長車」「副議長車」となっている**【別紙⑥「令和２年４月１日付　集中管理自動車使用申込書」】**。

(3) そもそも名実ともに必要のない「貴賓車」であるが、今回 3 台あった高級車センチュリー（1 台は「貴賓車」、残り 2 台は「県議会議長車」と「県議会副議長車」）のうち 2 台（「貴賓車」と「副議長車」）を廃車し、新車 1 台を購入したわけだが、区分は 2 台とも「貴賓車」とされており**【別紙⑦「R1.12.3 付　センチュリーの更新について」】**、結果として 1 台だった「貴賓車」が 2 台に増えたわけで、ますます県民には理解も納得もしがたい事態となっている。

(4) 山口県は財源不足が続いており、新聞記事によると 2021（R3）年度も 70 億円の予算不足と報道されている**【別紙⑧毎日新聞 2020（R2）年 10 月 28 日付記事】**。そのため、公共施設の命名権の募集や山口県公用車への広告募集などが行われている**【別紙⑨山口県ホームページ「県公用車に掲出する広告を募集します」】**。このような歳入増の努力をしている最中での贅沢な貴賓車センチュリーの購入は矛盾している。地方自治法第 2 条第 14 項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めているが、今回の貴賓車センチュリー購入のための支出は「最大の軽費で最小の効果」もあげられない行為である。

(5) 今、県民は新型コロナウィルス禍の下で、感染症への不安とともに、収入が減り仕事を失う業者や会社員、非正規労働者も多数生まれ、学生も生活の困窮は深刻である。PCR 検査センターもようやく設置されたが、医療機関と医療従事者への財政支援も不十分で、医療資材の十分な準備がさらに求められている**【別紙⑩JA 山口県 2020（R2）年 7 月 10 日付記事、別紙⑪山口県保険医協会報第 554 号 2020（R2）年 10 月 5 日付記事】**。県民の血税を使ってやるべき施策はこれらを見ただけでも山ほどある。必要のない「貴賓車」に 20,900,000 円もの血税を使う今回の支出は県民の理解を得られるものでは決してない。今回の問題で新型のセンチュリーの購入が報じられた 9 月下旬から 10 月 26 日までに、県に抗議の電話やメールが 175 件寄せられ、肯定的な意見はわずか 9 件だった**【⑫読売新聞 2020 年 10 月 28 日付記事】**。

(6) 今回の高級車センチュリーの購入は、報道機関の調査と報道によって県民の前に明らかにされたが、本来、県政のチェック機関である県議会において監視され、その是非が議論されるべきものである。しかし、当初予算に組まれていた本予算は今年 2 月の予算議会では代表質問でも一般質問でも常任委員会の質問でも取り上げられておらず、一切議論がないまま賛成多数で可決された。県予算書の説明書**【別紙⑬「令和 2 年度予算説明書」P. 89～90】**の節欄には「物品管理費　57,204 千円」の内訳として「備品購入費　24,963 千円」との記述があるのみで、これでは、説明とは言えず、議会で議論のしようもなかったと思われる。県知事が、県議会にも県民にも説明する意思がなかったと言われても仕方がない。今回の問題はテレビのワイドショーなどでも取り上げられるなど、県民の県政への信頼を失墜するとともに山口県のイメージを大きく損なった。また、同じ過ちを繰り返さないためには、県

民の誰が見てもわかる予算書・予算説明書に改善し、県議会で議論できるようにすべきである。

(7) 地方自治法第 148 条第 1 項「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務及び法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する」と定めている。しかし、山口県知事は、今回のセンチュリー購入について、「県民に対する事業ではなく、内部経費。担当課が検討したと思う」「他車種との検討など精査が必要だった」**【別紙⑭山口県ホームページより「知事定例記者会見録一覧」の 2020（R2）年 10 月 27 日の一部抜粋】**と発言するなど、山口県知事として適切な内部統制を欠き、その結果、山口県財政に損害を与えた。

３．〈請求者〉

住　所　　山口県山口市吉敷中東 1 丁目 9 の 11

職　業　　無職

氏　名　　印

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置請求をします。

令和 2 年 11 月 26 日

山口県監査委員　　様

別紙目録

①「令和２年４月１日執行　入札執行結果一覧表（閲覧用)」
②「処理日令和２年８月１３日　支出票」
③「令和２年４月１日付　物品売買契約書」
④朝日新聞 2020(R2)年 9 月 23 日付記事
⑤毎日新聞 2020(R2)年 10 月 6 日付記事
⑥「令和２年４月１日付　集中管理自動車使用申込書」
⑦「R1.12.3 付　センチュリーの更新について」
⑧毎日新聞 2020(R2)年 10 月 28 日付記事
⑨山口県ホームページより「県公用車に掲出する広告を募集します」
⑩JA 山口県 2020(R2)年 7 月 10 日付記事
⑪山口県保険医協会報第 554 号 2020（R2）年 10 月 5 日付記事
⑫読売新聞 2020(R2)年 10 月 28 日付記事
⑬山口県の「令和２年度予算説明書」P89～90
⑭山口県ホームページより「知事定例記者会見録一覧」のうち、2020（R2）年 10 月 27 日の一部抜粋